

# 誓 約 書

令和      年      月      日

貝塚市農業委員会会長    様

住   所

氏   名



物件の表示

| 所在 | 地番 | 面積 (㎡) | 備考 |
|----|----|--------|----|
|    |    |        |    |
|    |    |        |    |
|    |    |        |    |
|    |    |        |    |
|    |    |        |    |

上記物件につき今般農地法第3条の規定による許可申請するに当り、  
下記事項を厳守することを誓約いたします。

1. 許可後は、農業に精励し、耕作放棄、無断転用及び他へ貸借はいたしません。
2. 農作物以外のものを植えません。
3. 許可後は、地区農業団体に対し、水利並びに維持費の負担を行います。
4. 許可後は、農業を続け少なくとも3カ年以内は転用及び他に譲渡し、また権利を設定することはいたしません。  
(但し土地収用法のよる買収、公共用地の転用は除く)
5. 農地法、その他法規に反する行為により農業委員会から注意を受けた場合は、その指示に従います。